

⑥ 介護保険料

⑥-1 保険料の決まり方と納め方

40歳以上のみなさんが納める保険料は、国や自治体の負担金やみなさんが負担する利用料(1割から3割負担分)と合わせて、介護保険を健全に運営していくための大切な財源となります。納付にご協力をお願いいたします。

●40歳以上 65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

◆保険料の決まり方と納め方

●国民健康保険に加入している人

決まり方 保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割}$$

所得割: 第2号被保険者の前年の所得に応じて計算
均等割: 第2号被保険者の人数に応じて計算

※介護保険料と国民健康保険料の賦課限度額は別々に決められます。

納め方 医療分(国民健康保険)、後期高齢者支援金分と介護保険分をあわせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している人

決まり方 医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

納め方 医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。(40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。)

※この他に、定額の保険料とする国民健康保険組合(職域)もあります。

●お問い合わせ ご加入の国民健康保険や職場の医療保険へお問い合わせください。

●65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

◆保険料の決まり方と納め方

決まり方 保険料は基準額=第5段階保険料をもとに決められます。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{市の65歳以上の人数}}$$

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。
※生活保護受給者の保険料は、市の生活支援課が被保険者に代わり、納付(代理納付)しています。

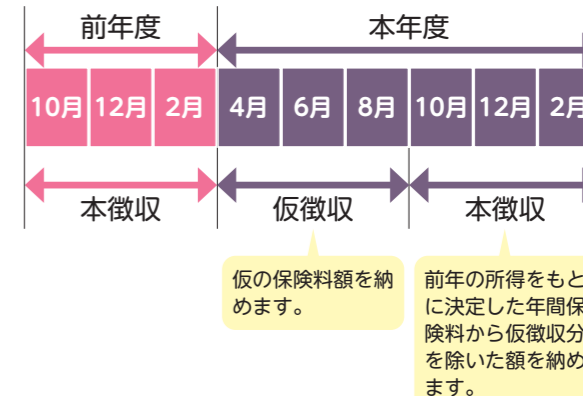
納め方

年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
※老齢基礎年金のほか、遺族年金、障害年金なども特別徴収の対象となっています。

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。正式な保険料は市民税確定後の6月に決まりますので、4・6・8月は、仮の保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は、6月に決定した年間保険料から4・6・8月の仮徴収額を差し引いた金額を10・12・2月に振り分けて納付します(本徴収)。法令により、特別徴収をされている人が、普通徴収を選択することはできません。



仮の保険料額を納めます。

前年の所得をもとに決定した年間保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

年金が年額18万円未満の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、市指定の金融機関等・コンビニエンスストアに個別に納めます。

口座振替が便利です

●保険料の納付書 ●預(貯)金通帳 ●印鑑(通帳届け出印)

これらを持って市指定の金融機関、または市役所、船橋駅前総合窓口センターで手続きをしてください。また、一部の金融機関はWEBで口座振替の手続きができます。詳細は市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/001/02/p082557.html>

年度途中で65歳になった人や、年度途中で他の市区町村から転入してきた人などは一時的に普通徴収となります。特別徴収開始前に通知書が送付されます。

保険料の段階表

所得段階	区分		負担割合 ^{※3}	保険料(年額)
第1段階	本人が 市民税非課税	生活保護等を受けている人 ^{※1} 老齢福祉年金を受給している人 本人の「課税年金収入額+合計所得金額 ^{※2} 」 が80万円以下の人	基準額×0.25	16,200円
第2段階		本人の「課税年金収入額+合計所得金額」 が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.35	22,680円
第3段階		本人の「課税年金収入額+合計所得金額」 が120万円を超える人	基準額×0.65	42,120円
第4段階	世帯に市民税 課税の人がいる	本人の「課税年金収入額+合計所得金額」 が80万円以下の人	基準額×0.85	55,080円
第5段階 基準額		本人の「課税年金収入額+合計所得金額」 が80万円を超える人	基準額	64,800円
第6段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が91万円以下の人	基準額×1.10	71,280円
第7段階		本人の合計所得金額が91万円を超え125万円以下の人	基準額×1.15	74,520円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.30	84,240円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	97,200円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	110,160円
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.80	116,640円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.90	123,120円
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.00	129,600円
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.10	136,080円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.30	149,040円
第16段階	本人の合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.50	162,000円	

※1 生活保護等を受けている人

生活保護受給者と「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による生活支援給付を受けている人です。

※2 合計所得金額

収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

また、本人が市民税非課税の場合の保険料段階(第1～5段階)の判定においては、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額を用います。

平成30年度税制改正により合計所得金額の算出方法が変わりましたが、そのことで被保険者が不利益を被ることがないように措置が取られるため、税法上の合計所得金額より減額されている場合があります。

※3 負担割合

基準額(第5段階=64,800円)に対する料率です。

公費負担による低所得者への保険料軽減強化として、第1段階から第3段階の保険料については、負担軽減を実施しています。

⑥-2 保険料の滞納

保険料を納めないでいると、サービスを利用する場合に、次のような制限措置の対象となります。納め忘れに注意しましょう。

- 1年以上保険料を滞納した場合は、介護サービス費用の全額がいったん利用者負担になります。被保険者証には「支払方法変更の記載」が行われ、申請により後で保険給付分が支払われます。
- 1年6カ月以上滞納した場合は、保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を差し引かれることがあります。
- 2年以上滞納し時効を迎えた保険料がある人が、サービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

※介護保険料は、法令により地方税と同じ取り扱いとなります。そのため滞納が続くとサービスの利用の有無に関わらず、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて計算した延滞金が加算され、滞納処分(差押え等)が行われる場合があります。

⑥-3 保険料の減免

介護保険料には次の減免制度があります。

減免の基準や申請方法については、介護保険課資格保険料係までお問い合わせください(☎047-436-2303)。

- 世帯の生計維持者が、震災・風水害・火災などの災害により、住宅や家財などに著しい被害を受けた場合(所得による要件があります)。
- 世帯の生計維持者の所得が、死亡や長期入院、事業の廃止、農作物の不作、不漁などで著しく減少する場合(合計所得金額が500万円以上の人は除く等、所得による要件があります)。
- 世帯全員(住民票を別にする同一住所地の人を含む)が市民税非課税の人(生活保護受給者は除く)で、世帯の収入額の合計が生活保護基準の1.2倍未満(下表参照)であり、一人あたりの預貯金額が200万円以下であり、かつ、親族等の被扶養者でない場合。

収入基準の目安(年間合計収入額)

区分	年齢	目安額
単身世帯	65歳	107万円
単身世帯	75歳	100万円
二世帯	65歳	169万円
二世帯	75歳	158万円

この表は目安であり、個々の世帯等の状況によって変わりますので詳細はお問い合わせください。

- 東日本大震災の被災地から一時避難のため転入した人、破産法により免責許可決定された人、刑事施設等に収容されている人も減免になる場合があります。